

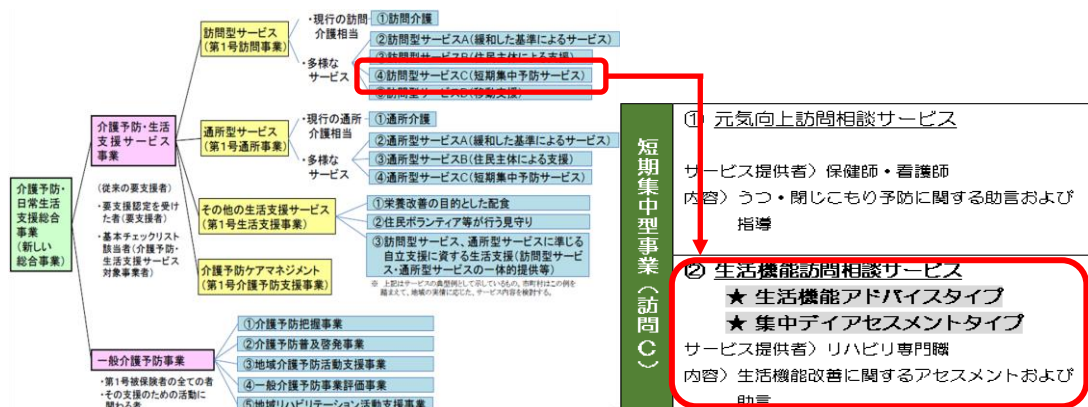
# 短期集中型訪問事業～生活機能訪問相談サービス～

## 概要

# 短期集中型訪問事業～生活機能訪問相談サービス（生活機能アドバイスタイプ）～

## 1. 事業の位置づけ

総合事業訪問型短期集中予防サービスは、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」の訪問型サービスの多様なサービスの1つに位置づけられます。



## 2. 生活機能訪問相談サービスの目的

運動器の機能低下などによって生活機能が低下傾向にある高齢者に対し、リハビリテーション専門職が高齢者の居宅を訪問し、本人の状態に合わせた運動機能等の向上のための助言や指導を短期間で集中的に行うことによって、生活機能の向上を図り、本人の自立した日常生活を目指すもの。

また、通所集中サービス（集中デイ）を利用予定者に自立支援に向けて効果的な実施をするために、生活環境に則して事前アセスメントを行うもの。

## 3. 生活機能訪問相談サービス対象者

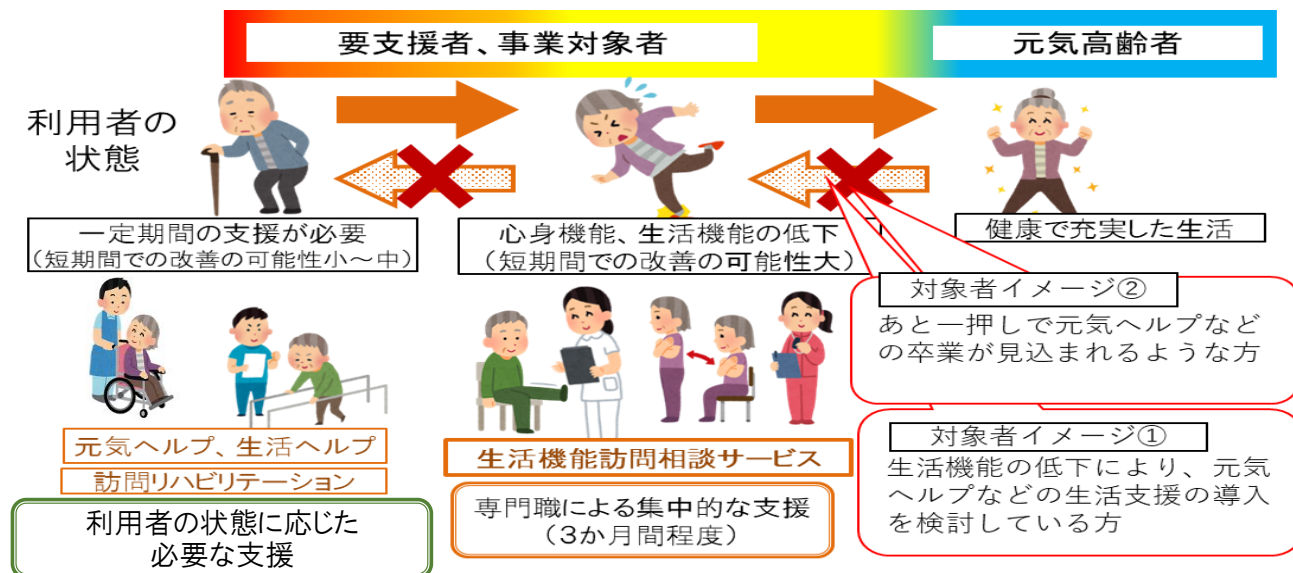
### (1) 生活機能アドバイスタイプ

事業対象者のうち、介護予防ケアマネジメントにおいて生活機能に課題が見られ、リハビリテーション専門職の短期間の訪問による助言や指導により生活機能の改善及び向上が図られ、自立した生活の継続が見込まれる者。

### (2) 集中デリアセスメントタイプ

短期集中通所サービス（集中デイ）を利用予定の者。

### 【利用者の状態と支援等のイメージ】



#### 4. 生活機能アドバイスタイプ実施内容

##### (1) 概要

- ①サービス内容：運動器の機能低下などによって、生活機能が低下傾向にある高齢者に対し、リハビリテーション専門職が高齢者の居宅を訪問し、本人の状態に合わせた運動機能、栄養状態、口腔機能の向上のための助言や指導を行い、生活機能の向上を図り引き続き本人の自立した日常生活を目指すもの。
- ②訪問回数：月 2 回まで（※介護予防ケアマネジメント A による）
- ③訪問時間：1 回につき 60 分程度（※移動にかかる時間を除く）
- ④実施期間：3 か月を基本（※ただし、サービスの継続が生活機能改善に必須であると判断された場合には、最大 6 か月まで継続可）
- ⑤サービス提供者：理学療法士または作業療法士（各職能団体に所属している者に限る）
- ⑥利用者負担額：本人負担なし（無料）
- ⑦委託料（単価契約）：9, 210 円/回（非課税）
- ⑧利用制限：原則として 1 人 1 回のみ利用可能。再度利用は認められない。  
ただし前回利用の最終日から 1 年以上が経過し、且つ次に該当する事由が発生した場合は、再度の利用を認める。  
ア 住環境や家庭環境に変更（転居等）があった場合  
イ 本人の身体状況に事業の利用が必要と認められる何らかの変化（2 か月以上の入院等）があった場合

##### (2) 業務内容

- ・開始時評価  
利用者の意向及び介護予防ケアマネジメントを実現するために開始時にアセスメントシート（様式 1）に記入し評価を行う。
- ・個別サービス計画の作成  
開始時アセスメントシートに基づき日常生活に支障のある生活行為の改善等に向けた個別目標を設定し、個別サービス計画書（任意様式）を作成する。また、2 回目訪問終了時までに利用者に対してアドバイスシート（様式 2）を作成、交付する。
- ・関係者との連携  
ケアマネジメント実施者等と協力し、個別サービス計画書（任意様式）の内容について、サービス担当者会議等を活用して経過記録表（様式 4）<sup>\*1</sup>に記録する。また、アセスメントシート（様式 1）、アドバイスシート（様式 2）をケアマネジメント実施者等に情報提供する。
- ・訪問による指導  
個別目標を達成するために必要な具体的な動作の工夫や環境調整等に関する助言及び指導を、アドバイスシート（様式 2）を活用し行う。
- ・終了時評価  
個別目標の達成状況と生活機能訪問相談サービス終了後の方針を決定するために、開始時と同様の評価を行い、終了時のアドバイスシート（様式 2）を作成し利用者に交付する。また、終了時のアセスメントシート（様式 1）を作成し、終了時のアドバイスシートとあわせてケアマネジメント実施者等に報告、提出する。
- ・報告  
利用月の翌月中旬までに実施報告書（表紙）、請求書、実績報告書（様式 3）、経過記録表（様式 4）<sup>\*1</sup>、個別サービス計画書（任意様式）、アセスメントシート（様式 1）の写し、アドバイスシート（様式 2）の写しを提出する。

※1：経過記録表（様式7）は内容が同等であれば、任意様式でも可。

## 5. 集中デイアセスメントタイプの概要

### （1）概要

- ①サービス内容：短期集中通所サービス（集中デイ）を利用予定の方に対し、リハビリテーション専門職が居宅を訪問し、日常生活における支障や生活機能改善のポイントを見極め、本人の自立支援に向けて集中デイを効果的に実施するため、事前アセスメントを行うもの。
- ②訪問回数：1回のみ（訪問C事業者と集中デイ事業者が別の法人の場合は、別途集中デイ事業者へ情報伝達を実施）
- ③訪問時間：事前アセスメント60分程度、集中デイ事業者への情報伝達40分程度
- ④サービス提供者：理学療法士または作業療法士（各職能団体に所属している者に限る）
- ⑤利用者負担額：本人負担なし（無料）
- ⑥委託料（単価契約）：9,210円/回（非課税）※2回目の実施6,140円/回（非課税）
- ⑦利用制限：原則として1人1回のみ利用可能。再度利用は認められない。  
ただし前回利用の最終日から1年以上が経過し、且つ次に該当する事由が発生した場合は、再度の利用を認める。  
ア 住環境や家庭環境に変更（転居等）があった場合  
イ 本人の身体状況に事業の利用が必要と認められる何らかの変化（2か月以上の入院等）があった場合

### （2）業務内容

#### ・評価

アセスメントシート（様式1）を用いて、生活機能の課題及びその改善可能性を評価する。

#### ・関係者との連携

サービス担当者会議等を活用し、ケアマネジメント実施者等に情報提供（アセスメントシートの交付）する。また、集中デイ事業者にアセスメントシートを交付し、利用者の状態、改善ポイント、また、居宅及び周辺地域の状況などを伝達する。

#### ・報告

利用月の翌月中旬までに実績報告書（表紙）、請求書、活動実績表（様式5）、アセスメントシート（様式1）の写しを提出する。

## 6. 委託事業者が遵守すべき事項等（生活機能アドバイスタイプ、集中デイアセスメントタイプ共通）

- （1）受託者は、本仕様書のほか、業務の実施にあたり、法令、久留米市短期集中型訪問事業（生活機能訪問相談サービス）実施要綱の規定を遵守すること。
- （2）サービス担当者は、この業務に従事しているときは常に身分証明書を携帯すること。
- （3）サービス担当者は清潔で活動しやすい衣服を着用して、訪問すること。
- （4）サービスの提供にあたっては、感染予防のための衛生管理に最善の注意を払うこと。
- （5）利用者の不慮の事故等に備え、緊急時対応マニュアルを整備し、サービス担当者に周知徹底すること。また、新型コロナウイルス感染症対策として、感染症対策のマニュアルを整備し新型コロナウイルス感染症対策に努めること。また、緊急時マニュアル、感染対策マニュアルの写しを1部しに提出すること。
- （6）本業務の遂行中に発生する事故に備え、賠償責任保険に加入し、加入後速やかに写しを1部、市に提出すること。

- (7) 業務上取扱う個人情報の保護については、久留米市個人情報保護条例に則り適切に措置すること。
- (8) 受託事業者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消に関する法律(平成25年法律第65号)を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。なお、市の取扱いについては、公式ホームページに掲載する「久留米市障害者差別解消に関する職員対応要領」を参照すること。
- (9) 契約に際しては、久留米市暴力団排除条例に基づき、「誓約書」を提出すること。